

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）附則 2 条 1 項の規定に基づく特例給付（以下「特例給付」という。）認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、平成 29 年 8 月 25 日付けでした特例給付認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、支給開始年月を平成 29 年 6 月とした本件処分の違法性又は不当性を主張している。

母親が学生であるため、一時保育をフル活用する等で非常に出費が嵩んでいる。所得のみを見れば限度額を超えているかもしれないが、世帯支出の総額を見れば非常に困窮しており、そのような中で手当が減額されるのは不服である。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項により棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月 5日	諮問
平成30年 1月24日	審議（第17回第2部会）
平成30年 2月15日	審議（第18回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当について

法4条1項1号は、児童手当の支給要件について、児童（支給要件児童）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であって、日本国内に住所を有するものを対象とすると規定している。

そして、法5条1項は、法施行令（1条）で定める一定額以上の所得がある者については、児童手当を支給しないと規定している。法施行令1条は、法5条1項に規定する額は、扶養親族等及び児童がないときは622万円とし、扶養親族等及び児童があるときは、622万円に当該扶養親族等及び児童一人につき38万円を加算した額とする旨規定し、法施行令2条は、法5条1項に規定する所得は、地方税法5条2項1号に掲げる市町村民税についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする旨規定している。

また、法施行令3条1項は、法5条1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額等の合計額から8万円を控除した額とする旨規定し、同令3条2項は、同条1項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を、同項の規定によって計算した額か

らそれぞれ控除するものとする旨規定している。

(2) 特例給付について（本件処分）

法附則 2 条 1 項は、当分の間、法 4 条に規定する要件に該当する者（法 5 条 1 項の規定により児童手当が支給されない者に限る。）に対し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）は所定の給付（特例給付）を行う旨規定し、法附則 2 条 2 項は、法附則同条 1 項の特例給付は、月を単位として支給するものとし、その額は、1 月につき、5 千円に同条 3 項において準用する法 7 条 1 項又は 3 項の認定を受けた受給資格に係る中学校修了前の児童の数を乗じて得た額とすると規定している。

なお、法 7 条 1 項、8 条及び 30 条の各規定等は、法附則 2 条 3 項により特例給付に準用され、また、法施行令 7 条の規定により、児童手当の受給資格者は特例給付の受給資格者に読み替えるものとされている。

2 これを本件についてみると、処分庁の担当職員が、請求人の所得調査をしたところ、平成 28 年中の児童手当の所得制限限度額の算定における請求人の所得金額は 7, 368, 248 円であり、同手当の所得制限限度額 6, 980, 000 円を超えていることを確認した。

そのため、処分庁は、法令等（前記 1・(1)）の定めに則り、請求人が法 5 条 1 項の規定により、児童手当が支給されない者に該当すると判断した上、処分庁は、請求人に対して、法附則 2 条 1 項の規定に基づき本件処分を行ったものと認められる。また、処分庁が所得調査に基づく請求人の児童手当の所得制限限度額の算定や扶養親族等の有無等を誤った事実や違算等の事実も認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はない。

3 請求人は、上記第 3 のとおり、世帯支出の総額を見れば非常に困窮しており、そのような中で手当が減額されるのは不服である旨主

張する。

しかし、請求人が主張する世帯支出総額の考慮については、児童手当の所得制限限度額の算定に係る現行の法令の規定に根拠を見出すことのできないものであって、立法論・政策論の問題というほかなく、そもそも行政機関である処分庁は、現行の法令の規定を所与のものとした上でこれに則って処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁においても、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行わざるを得ないものであるから、請求人の主張をもって、本件処分を違法又は不当と判断することはできない。

したがって、当審査会においても、審査庁の権限を超える内容の答申を出すことはできないものである。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来